

1
山形高等裁判所 刑事部

嶋原 文雄 裁判長

行方 美和 裁判官

根崎 修一 裁判官

上申書

私は 2014年3月25日 山形地方裁判所・河村裁判長に、「証拠開示・証人尋問」一切「必要なし」という審理で再審請求を棄却されました。

その2日後、3月27日「袴田事件」は、数百点の証拠開示をさせ、専門家に与る証人尋問の実施により、再審開始・死刑執行停止が言い渡され、即日釈放されました。検察官の「捏造」に對して指摘し、厳しく批判され、素晴らしい判断を下されました。

2015年10月23日「東生吉事件」でも、多くの証拠開示・証人尋問が行われ、大阪地方裁判所の再審開始を支持し大阪高等裁判所は、再審開始・刑の執行停止を言い渡し10月26日釈放されました。

2
これらの再審開始は、刑事裁判の原則に従って判断された。真実を見抜くには画期的な決定である。

しかし、証拠開示が「当時ちゃんとしていれば、こんな長く苦しむ必要は、なかったのではないだろうか。」
「再審開始」も無罪が確定した「足利事件」「花井事件」「東電OJ事件」でも、検察は真実の証拠を隠しつづけて、これを裁判所も一体となって、真実の人間の救済の叫びを無視したことが、原因になっているのではないだろうか。

「袴田事件」「東生吉事件」では多くの証拠が開示され、専門家の証人尋問が行われ、再審開始となり、刑の執行が停止され、釈放されています。

一方、私の事件では証拠開示・証人尋問を、一切「必要なし」として、刑事裁判の原則でもある、証拠に基づいてというところを無視し、裁判官も科刑者でもないのに独自の考え、「推認」で認定して棄却しているのです。

なぜこんな苦しみが出るのでしょうか。他事件で再審開始の決定を耳にする度に、「どうして裁判所にこんな指揮が渡るのだろうか。」「刑事裁判の原則・疑わしきは被告の利益とはなに？ 疑わしきは検察の利益になっている？」「裁判官次第で判断が変わるのか？」と毎回考えさせられます。

本件では裁判官の検察が「ある」と返答するだけで、その「ある」という書類を何れも提出していません。その「ある」といふ書類を、裁判官も見ないです。弁護人が「ある」という書類の開示を法廷に求めても、裁判官は必要ないとして却下しました。再審開始が無罪になった件でも、確定審では本件同様全く同じ扱いです。なぜ裁判官は「ある」と返答している、弁護人が開示を求めた書類を開示させないのでしょうか？ 「ある」と言うだけで、提出もしていない書類が証言だけで信用されるなんて、あまりにもおかしいです。それと「あるある詐欺」ではないでしょうか？ 全く開示させない対応に、私には全く理解ができません。 鳴原裁判長、「即時抗告」申立てして1年10ヶ月が過ぎようとしています。この間、三者協議が開かれた、ただ時間が過ぎるだけで、「いつかどうなるんだ」、無実の罪が社会から隔離されるだけ、いかにその罪の償いを強いられているこの段階が分かりませんか？ 未だに検察官は、弁護人の意見書、求釈明に好し、何も返答していません。これは弁護側の意見書に、反論をしないからなのではないでしょうか。

1年10ヶ月が過ぎようとしているのに、検察官が「反論をしないのは、弁護側の意見が」正しいからと考へるのか、常識なのではないでしょうか。本日の裁判官と検察官が「中々」な、反論書を作成しているとは、思いにくありませんか。これに好むのか、それともないか、どう思いたくなりますか。なぜ裁判官が検察官と、弁護側の意見書や求釈明に好む気があるのか確認しないのでしょうか。何もしていないで、私には全く理解ができません。このまま検察官が何も返答しないだけで、この時点で裁判官には、真実を見抜き、刑事裁判の原則に従って、判断していただけない。それだけの本日の裁判には、「公正・公平」というのは、ありませんでした。今回と、「公正・公平」として一般常識で、真実を見抜き、再審開始・刑の執行停止を決定していただけないか。 鳴原裁判長の正義とは、「疑わしきは検察の利益」として、無実の人間を社会から隔離し苦しめ、刑務所の中に閉じ込めてしまうことではないか？ 私にはこれからの審判の中、無実の疑い、叫び、真実が照らされる日が、近いのではないかと。一日でも早く再審開始・刑の執行停止を決定していただくと、両親が元気なうちで帰していただけること、私には望んでいます。

一、「虚偽自白」について

確実審判は、自白の信用性について、私が清水刑事らによる取調べを促す、A子に対してマスコミの取材を受けた旨の供述をある程度信じたことについて、清水及び前都刑事の各証言は、その信用性が高いとし、私の供述や書面作成は任意であったと認め、3点「A子事件の関与部分」「マスコミの取材部分」「A子事件の犯行動機部分」についてはその信用性を肯定できることが明らかである。として認定していただいたが、清水、前都刑事が取調べについて証言をしたが、全く矛盾のない証言であり、法廷でも証言を私に示した。もう一度当日の朝の話を聞いて書き残す。

清水、前都刑事は始めから私を犯人とし、大勢が怒鳴り、言葉の暴力、脅しを繰り返す取調べをしたこと、どうも鳩原裁判長に知っていたらしい。

として、この自白と認められていることが、全く信用性がないことをしっかりと見極めたい。切に願います。

平成13年1月6日 早朝、私と彼女(同僚であるK・Y看護婦)が暮らしているアパートに、S 婦長と2人の男性が訪ねて来てくれた。私には私の方から目を覚ましたので、

ムンターホンを勧めたところ、S 婦長は「彼女の工場に聞かれたので、お話を聞いてほしい」と言われて来た。

私は「彼女を知り、婦長が来ていることを告げ、私に手配を頼む」として横にたずねた。

「彼女が工場に勧めたことか、直ぐに呼び出されたので私を連れて行きました。」

これは婦長以外に2人の私服の男性がおり、私たちに黒手帳を見せて、警察であることを告げられた。1人「A子おのことで、工場にはおられない、お電話してほしい」と言われたので、部屋に入って来ました。

私たちは1つだけ答えたので、彼女は婦長、男性が「お話を聞かせてください」として、私が正面に座って話をしました。

警察が来たからといって、何かを「いせ」ということはいりません。工場は「A子おのことで、工場にはおられない」と言われたので、私が「お話を聞かせてください」と言ったのは、どうしてA子おの家族から虐待を受けているのか!と聞いた。

部屋の中で引地という刑事から話を聞かされた。

「今日はお話を聞かされた。A子おのことで、話を聞かされた。順番に聞いてください。今日は2人の順番です。良いですか?」

珍しく大雪だったから、外の景色を見ながら、氷以上積
って厚く凍った道と踏ん張って歩きました。

県警本部の地下駐車場に入り、車を降りて、何層もある
都庁のフロアに入りました。

都庁には 何都府理事の2人になり、タバコを吸いながら
担当者から 清水理事へ、彼の前では

"タバコを吸いながら話さない、"

"腕をくんだり、肘を机につけて話さない、"

などと言われました。

私は、このように当然だと感じましたので、何も疑いを持
てませんでした。

しばらくして、その担当者である清水理事が"入ってきた。"
彼から自己紹介をし、なぜ今日来たのかを聞かれました。
副都府理事から説明したことを、私は伝えました。

清水理事から

"A子さん どうして調査したの?"

医師でもない私に、発症原因を質問して歩きましたので

私は"知らない、と伝えるも、"

"知らないはずがない、"

"お前が 知らないはずがねー!"

"お前は 知っている、"

と繰り返して言うを承知。

私は本当に知らない、分りませんでしたので、

"医師ではないので、発症原因なんて分らない、"

"挿管ミスが あって、あーなった、"と

何故か伝えたので、その、聞いてもらって歩きました。

清水理事とは同じことを、何故か言い合った後、ボツボツ
という検査を繰り返すことになりました。

この検査を繰り返して、何都府理事とタバコを吸いながら、
清水理事が膝の付いた椅子を動かして来て、

"我々が 考えついた通り、お前が やってる、"

"お前が やってる、"

"10人、20人...と、お前が やってる、"

"やっばい、知らないなんて言うな、"と

大勢で言ってくるので、

私は、いつか分らないことを言わねえ、分らないから分らない、
黙っていろと、同じ内容のことを、大勢で囁きながら、
分らないことを言わねえ、私は分らないので、

"分らない、知らない、と、そのことを伝えた後、
全く聞こうとしません。

"知りません、" "分らない、" "やっばい、"

"都府医師の挿管ミス(気管確保)だよ、"と

繰り返して言うのを承知。

しかし清水理事は私の訴えを聞かずに、手紙の返信
パン即ちながら

"何言ってる お前だよ、"

"お前 やつてんぞ"

"お前が 知らないはずだ..."

鬼鳴りながら、手は私を叩いていた。今度はト
を丸めて私や壁を叩きだした。

私の顔近くで、トを振り落とすので、いつか私が叩かれ
るのではないかと、ビクビクして来た。

机の上に置いてあった灰皿は、何故か吸い殻やら
灰が 飛び散る状態でした。

エウキウキの状態のやせ取りが、長時間 繰返して
来つづきました。

私は父親に、大層鬼鳴らしたエウキウキが、何だか
父親でもない人から、長時間 鬼鳴らして来つづけるのは、
精神的に辛いけれど、正直 怖かったです。

何を言っても聞いてもらえず、本当にどうしたらいい
かわからなくて。

清北刑事は エウキウキを言ってきました。

"お前じゃなければ、誰だぞ"

"やつてないと言うなら、その証拠を出せ"

といて フググ

"お前じゃなければ、彼女を逮捕するぞ"、いいだ"と
言ってきました。

"誰だ"と言われても、誰かなんて分からないし、

"やつてない証拠を出せ"と言われても、やつてないと言う以外

やつてないという証拠を出さないし、その時に私が
考えたのは、彼女も私と同様に調べられている。

"お前が 知らないはずだ..."

"お前じゃなければ、身も逮捕するぞ"

たぐい言っているわけはないかと考えました。

だとしても、早の私でも、これに耐え難く、辛い状態
でしたので、女性にはもっと辛い思いをしているわけでは
ないかと、可哀相に感じた。

父、鬼鳴らして来つづけるので、その調べの時間
から楽になつたのか、エウキウキ鬼鳴らなくなると考
えるようになっていました。

といて "どうせ警察が調べれば、郁子医師のミスもあるよ、
分かるよ"と、本気に思った。

といて 半田夫妻が私を犯人だとして、調べているのは
考えもしませんでした。

A子と家の様子が、郁子医師を調べたんだと聞いて思
いましたので、警察は郁子医師の処置ミスも調べて
もらう、クリニックには大島先生とて

"今後エウキウキ 郁子先生 謝らねえぞ"

"郁子先生 お見舞いに行ってるお祝い、謝らねえぞ
エウキウキじゃない、だれ"

S主任、も言ってきましたし、私も話していたので
ミスがあったら「調べれば」分かるよ。

「点滴方法」を聞いていたからであり、点滴人誘導するの
も当然なのである。

私には注射の投与し、知識がないから、
点滴に混入したなんて言いません。

やっていないのです。清水刑事が言う様に作成した
のです。

私は本当に考えが甘かったです。警察と私の考えが、当初
から全く違っていました。

何度説明しても、清水刑事が聞くとしなかったのも当
然だったのです。

私にあって、「A子さんの両親が、都立医師を警察人
部した」とは、口を閉ざしていましたが、調べれば分かる
ことです。

また、中田夫妻が私を犯人だとして、警察人部したのを
知って、考えを直しました。

それから私は「やってないことを言わせないから、警察
が、ちゃんと調べれば分かる、と本気で思っていたのです。

信頼していた中田教授にも裏切られ、とても悔しいです。

都立医師がミスをしたため、「点滴方法」考え、私を犯人
にしました。

私が使った調子は、何部、清水刑事が証言するところ、
調べれば分かります。「取調べ」では言葉の暴言で、
無実の人を犯人とする調べです。

裁判所はこうして作成した書面、供述に基いては、

① A子に処方した薬の投与したと認めている。

② マスケットの知識部分

③ 都立医師に対する不満

この3点について信用があるから、「自由」は信用が
あるのだと言わなければいけません。

鴻原裁判長、バラバラの捜査官である、清水、阿部刑事が
認めない書類を作成したのですか？

私を犯人として調べた刑事が、A子さんの友人、近所の
友人、などを知っている書類を作成したのですか？

その後クリニックで使用している薬品、准看護師である私が
知識を持っているのは当然です。患者さんに説明するのと
薬品について知識がない看護師に、鴻原裁判長は看護
してほしくないのではないのですか？

警察側証人は、その後クリニックの看護師が、筋弛緩剤を知ら
ないという人もいたが、これは看護師として失格です。

私たちが看護師は、患者さんに説明しなくてはならないため、ある程
度は知識を持っているべきではないのです。

そして、私は手術室勤務が長いので、この病院の手術室
には筋弛緩剤は使用していません。その薬の作用を知ら
ないで仕事している看護師はいません。

知識がないまま仕事している看護師が、いることの方が、恐
ろしいです。

手帳室勤務の長い私が、簡便綴劑の知識があるのは当然のこと、このことが「自由」といえることは、信用性が肯定できるというわけ、あまりにも甘いな。

郁子医師に対する不満については、清和刑事から何か不満があるから、という説明がなかった。仕事してあげれば不満は出て来ない。此後職員同士でも不満が郁子医師へより私を同じだったの、このことを書いておく。

婦長も法廷で証言されましたが、私の郁子医師への不満は、職員なら誰かが「持っているものだ」と明らかにしたものでない。

嶋原裁判長、3点について信用性の肯定できるというわけ、上記の通り、ビランの捜査官が作成した書類も併せて、①以外のことは作成したのか？ ②③について私は看護師として、此後職員として当然あるものを供述・書類作成させられたのである。

「偽り自由」について、心理学専門の浜田教授が、意見書を出して下さいます。意見書を見るだけで、直接音階を聞いて、正しい判断をしていただければいい。

二、「A子」「K男」について。

〈本件は5人の冤罪被害者の事件に由来する〉

A子、K男は、検察が郁子医師に都合が悪いことを隠しているのだ、これを明らかにする。

① <A子(中)>

郁子医師は、冤罪被害者のために、自身が記載したカルテを無視して、K.Y看護婦が記載した「看護サマ」を、郁子医師に都合よく解釈して証言している。

検察もカルテと看護サマの意を知っていたから、郁子医師には、自身が記載したカルテを無視して、看護サマを都合よく使ったのである。

嶋原裁判長、郁子医師は法廷で、冤罪被害者がどうして証言したのか、という「看護サマ」に記載されていることだけであり、検査看護士がどうして、記載されている以外は見なかったか、質してないか、証言。この時間については、「看護サマ」が関係していることと証言。

しかし郁子医師が証言する内容は、当時(平成12年10月31日)から質して来たわけではなく、「看護サマ」を記憶して証言したものである。この一語のあたりには、なぜ郁子医師は、証言したカルテが医師のカルテに記載してないのか？ 自身がカルテに記載した内容は、郁子医師が証言している内容と違うのである。当時から質して来たというならば、なぜ郁子医師はカルテに記載しないのか？

翌日以降は、山崎病院でのやりとりを記載しているが、10月31日の冤罪中の内容を、なぜ翌日以降も追記記載せよと求められているのか？

これは証言した内容は、郁子医師が記憶していたものでない

「看護士より」を暗記して、自身に都合良く証言したことが明らかである。

郁子医師が証言した内容と、カルテに記載されている内容が違ふこと、ちゃんと見ていたはずである。

よ水から A 子に気管挿入を、郁子医師が「リングルチューブで気道確保を2度試みましたが、2度とも失敗しました。この助けは私が、郁子医師の隣りに立ってやったことがあり、間違いない事実なのである。ところが郁子医師は「気管内挿管、だ」と言い、処置中に、私と処置士合った K.Y 看護婦に、挿管時使用する視鏡を準備するよう指示を求めたと言いました。しかしこのように言われた事実はありません。私も合った K.Y 看護婦も聞いていないこと、はっきり証言している。

もし郁子医師が証言する方が事実にあつたら、その時に私たちが注刺するのを「普通」であり、その時に注刺できない場合は、山形市立病院から戻ってきた時にこそ注刺できるかと、よ水もしてません。他に直接言っていないのであれば、翌日私たちが上司である S 主任

S 婦長にその事を伝え、注刺してもらえばいいんじゃないか、よ水もありません。

嶋原裁判長が「郁子医師の立場で、私たちが指示を出したのに、無視したから知りませんか？」

郁子医師が証言したような事実がないから、私たちが注刺するということはない。

郁子医師は「リングルチューブで気道確保を2度失敗していることを隠すために、おかしな事を証言しているのだ。

A 子事件の一番重要なことは、カルテに記載していないことを証言していること、リングルチューブで気道確保を失敗していることを隠していることである。

カルテ・法廷証言を、ちゃんと見て判断してほしい。真実に基づいた判断をお願いします。

② < K 男事件 >

H12年11月7日から先田夫妻は私を疑い、同年11月13日 K 男、気管挿入にて、私が点滴に何回も混入しているという疑いがあり、確信に変わつたことを証言している。

検察は気管挿入翌日14日朝、気管内挿管チューブを抜管したことが先田夫妻が証言で立証している。

しかし郁子医師が「疑いあり確信に変わった」という私に抜管した後に、当直勤務の S.H 看護婦、が「いるのに、注射・点滴の指示を出して、施行させているのだ。その時、郁子医師が私と一緒に行動していたという証拠はありません。指示は私に準備して提供している。

郁子医師が本当に私のことを、点滴に何かを混入している
心、確信したならば、指示をなぜ出さなければいけ
ない？

当直者へ指示を出さなければ、普通ならいけないのでは
ない？

11月13日夜に急変した患者さん。翌朝との患者さん
注射、点滴の指示を私に出しているわけ、疑って
ないし、確信したというところからいけばいい
のでは？

私は15日当直勤務をしていたので、いつか
ソレ私へ直間、翌日の点滴などの指示、施行させて
もらう。

郁子医師は指示を出して帰宅しているわけ
です。

嶋原裁判長が郁子医師の立場に立つとき、点滴に何か
を混入している人物、分かるように指示を出さ
ない？

他の職員が、いざいざ、混入している人物に指示を出さ
ない？ 急変以降も、私に指示を出して施行させて
いる

これは、疑いも、確信もしていない証拠
です。

検察は11月14日朝 抜當にこれを示し、立証しない
限り、先夫が私にこれを疑ったことが明らかにな
るわけでは？

私に指示を出して施行したる証拠は、ちゃんと
看護記録に言及してある。

検察の都合の良い主張だけを見れば、看護記録
全体を見て、真実に基づいた正しい判断をして
いたのでは？

証拠をもう一度見れば、
A子・K男が私に言っていたことは、
A子・K男が私に言っていたことは、

三、最後に

私は、絶対に断り続けられ混入していません。無実
です。

郁子医師の指示に基づいて、点滴をい
てあげた。

無実を訴える叫びが、15年の月日が流れて
いきました。

なぜ日本の刑事裁判は、無実の人が無罪
にならないのか、

長い年月が、かかるのでしょうか。

私は、刑事裁判は有罪になる、バリエーション
がない。

と思っています。

一審では、審理が迅速に進められ、指紋採取
して

指紋が検出されたというのに、弁護側が
これを開示する
求めた。

裁判所は検察と一体となって、
"必要なし"と

して真実に蓋をしてきた。全量消費
して

検察が主張するのを認めず、殺人事件
だとして

いるわけ、覚醒剤事件と同様の
扱いです。

スポーツの世界、オリンピック、世界大会
では、A検体、B検体と

全量消費しないから、2つに分けて数年
後に再鑑定できる
わけでは？

競馬の世界では、全量消費しないから、
ちゃんと保存して、再
鑑定できる
わけでは？

と、裁判所は、再鑑定が
できないのに信用
できる
わけでは？

あるわけだから、捜査側が
なんでもかんでも、全量消費
して
いるわけでは？

当然
です。

検察官は、検察の鑑定は 正しい。間違いないと
指摘し、標品の鑑定を求めたが、"必要な
量も、とんでもない判断をしました。

分子量が、"人、場所、装置が違えば、違う数値に
なってもいいのだ" という判断です。

分子量が、裁判所の判断するより数人なってもいいという
ならば、例えば「薬」を製造する会社が、A社B社と
あって、その会社が分子量が違っていても、問題ない。
と判断するのはどうですか？

標品の鑑定を認めない裁判所は、本当に独立した
裁判所なのですか？ 検察と一体となって真実に蓋をし
ていくとしたら、思いません。

と岩崎の最高裁、正直最高裁は！ 全量消費も分子量
について、正しいと指摘してとらると思っていますか？
与一氏が棄却です。

本当に最高裁まで、全量消費、分子量について、全く正しい
と思わなかったら、恐ろしいことです。

なぜ、こんな正しい認定を、最高裁判事になる人が、
正しいと指摘できないのか。

私は最高裁などは、色々な判断を指摘し、真実に
照らし出す所だと思っています。日本の最高裁は
名ばかりの最高というだけで、全く機能していないと
感じました。

とんでもない無実であり、裁判所の「無罪」とな
らないので、再審で！ 今後この真実が照らされると信
じて、山台地裁に再審請求をしたのです。

ところが、「証拠開示・証人尋問」を必要なしとして、
証拠に基づいて判断する、推認で医学・科学を
判断するという、とんでもないことを裁判所は、やっ
てきました。

これは どういうことなのかというのか。

日本の裁判所は、再審を開始しない理由だけも、血を
なすになって採り合っているとしたら、思いません。

なぜ「証拠開示」を認めず、"必要な量"とあるのですか。
証拠開示して、真実が明らかになることに、検察は
裁判所を恐れているわけではありませんか？

鳴原裁判長、先例国を自負する日本で、証拠開示も
証人尋問も認めず、棄却してしまおう、こんな暗黒裁
判は、やり過ぎではないのでしょうか？

検察が膨大な証拠を隠しているのは、裁判所が
分かっていないからか。

検察が隠していないと言うなら、負面調書・捜査報告書
など、全て全部の証拠を出せばいい。とんでもない
ことだから、裁判所が報告を出して、開示
させるべきではないでしょうか。

暗黒裁判を押し進めるのは、やめて下さい。

私は学生時代に片腕をして、入院、手術を経験してきました。その時に手厚い看護・温かい優しさで抱かれました。触れ、人々への看護の姿を見て、私もこの経験を、人の役に立つことが出来るのではないかと感じ、准看護師になりました。なので、どうして貴族さんで苦しい下、殺めたり出来るのでしょうか。絶対にやっています。

両親は私が千葉に来ても、毎月宮城から面会に来ていました。2011年東日本大震災で母は病に侵し、入院手術をしたが、私は准看護師であるのに、看病ができませんでした。本当なら私が付添ったとしてもいいが、病の中に関心込められたいが、これだけではない、悔しさ、悲しさか、分りますか？

面会では、いつか私の体のことが心配し、早く帰って来て、と。"大助が帰って来るまで、元気で待っているから"と笑顔を見せてくれました。父は"裁判所を動かさないと、必ず大助がやまない。無罪だ"という此方から話をする。もう少しだけからかれば、と脚を止めてくれました。

無罪の私は、あとどれほどこの辛い生活を、つらい日々は続かないのでしょうか？

鳩原裁判長、50歳・60歳になつたら、再審開始無罪の子と告げても、普通でしょう。

先ほどの時間は、もう二度と戻りません。

20代 一歩も隣の外人出られませんでした。

44歳になつても、隣の外人出られませんでした。せめて40代で社会復帰したいです。東日本大震災の被災地では医療従事者が不足しています。介護の現場でも医療従事者が不足しています。私は早く准看護師として復帰し、人の役に立ちたいです。

本件は断絶緩和事件ではありません。

鑑定がダメだであること、医学的に判断していること。これらが明らかになつていきます。

判決を裁判所の、有罪ありを認めれば、無罪の人間は、一生救われません。

再審でも「刑事裁判の原則に従って」判断していただくと信じています。真実を見抜いて下さると信じています。

どうの一日でも早く、両親が元気でいるうちに帰らせて下さい。絶対に私は、断絶緩和に混入しません。無罪の

鳩原裁判長、行木裁判官、根崎裁判官か、必ず真実と正義に基づいて、「再審開始・刑の執行停止」を決定していただきたいと思います。強くお願い致します。

2016年7月

守 大助